

令和7年1月27日招集

令和7年 第1回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和 7 年第 1 回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和 7 年第 1 回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和 7 年 1 月 27 日（月） 午前 10 時 00 分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17 名）

1 番	清 野 周 治	2 番	元 木 太 志	3 番	大 江 弘 哉
4 番	留 場 美 佐	5 番	仲 野 孝 藏	6 番	山 科 幸 子
7 番	永 瀬 清 一	8 番	石 山 一 穂	9 番	栗 原 洋 幸
10 番	芦 野 繁 美	11 番	阿 部 昇	12 番	寒 河 江 一 浩
14 番	加 藤 友 英	16 番	高 橋 浩 一	17 番	東 海 林 光 輝
18 番	門 脇 功	19 番	菅 原 繁 治		

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第 1 号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 6 議第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 7 議第 3 号 農用地利用集積計画について
- 第 8 議第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について
- 第 9 農地あっせん委員会の報告
- 第 10 農地転用委員会の報告
- 第 11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	深 瀬 忠	農政主査兼農政係長	高 橋 範 一
農地係長	後 藤 美智子	主任	杉 浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顚末

【議長】

只今から、令和7年第1回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は13番大江正好委員、15番中谷裕委員であります。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

9番 栗原洋幸委員、10番 芦野繁美委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

令和6年第12回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第1号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第8、議第4号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画についてまでの、1報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。深瀬事務局長。

【深瀬事務局長】

令和7年、第1回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は14件です。

報第1号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 1 番 土地の所在：中央東三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,949 m²の内 2,000 m²。賃貸人住所氏名：東根市中央東三丁目●●●● ●●●●。

賃借人住所氏名：東根市本町●●●● ●●●●。解約後の利用：貸人が耕作となります。

以下、受付番号 2 番から 3 頁の受付番号 14 番までの 13 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。4 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、13 件です。

議第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。5 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号 1 番 土地の所在：大字東根元原方字大森東●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：891 m²。譲渡人住所氏名：東根市大字東根乙●●●● ●●●●。事由：労力不足 経営面積：36 a。譲受人住所氏名：東根市大字東根乙●●●● ●●●●。

事由：経営規模拡大 経営面積：135 a であります。

以下、受付番号 2 番から 6 頁の受付番号 11 番までの 10 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号 12 番 土地の所在：大字郡山字四角石●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,181 m²。貸人住所氏名：東根市四ツ家一丁目●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：22 a。借人住所氏名：東根市さくらんぼ駅前二丁目●●●● ●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：20 a であります。

農地法第 3 条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用借権設定

受付番号 13 番 土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,402 m²。貸人住所氏名：東根市若木通り四丁目●●●● ●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：279 a。借人住所氏名：東根市若木通り四丁目●●●● ●●●●。

事由：経営規模拡大、経営面積：31 a であります。

農地法第 3 条総括表（使用借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。

議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号1番 土地の所在：鷺ノ森二丁目●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,307 m²。譲渡人住所氏名：東根市新田町一丁目●●●●● ●●●●● 職業：自営業

譲受人住所氏名：尾花沢市桮町四丁目3番3号。株式会社押切電業 代表取締役 押切一彦 職業：電気機械器具販売業。転用後の主要目的：貸家、駐車場、通路他。所要面積計が2,307 m²。備考として所有権移転であります。

以下、受付番号2番から11頁の受付番号3番までの2申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。13頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、30計画です。

議第3号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。

14頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号1番 土地の所在：大字東根元原方字大森北●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：843 m²。売人住所氏名：東根市大字東根乙●●●●● ●●●●●。買人住所氏名：東根市大字東根乙●●●●● ●●●●●。利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和7年1月27日。対価、総額：250,000円、支払方法：現金、支払期限：令和7年2月26日。引き渡し時期：令和7年2月27日、買人の耕作面積は135aであります。

以下、受付番号2番から4番までの3申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号1番 土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●●。地目、登記簿：田、現況：

田、地積：4,162 m²の内 3,900 m²。貸人住所氏名：東根市中央四丁目●●●●● ●●●●●。借人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●● ●●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用。始期：令和 7 年 1 月 27 日、終期：令和 17 年 1 月 26 日。

賃借料：10 a あたり 10,000 円、10 年新規、借人の耕作面積は 577 a であります。

以下、受付番号 2 番から 18 頁の受付番号 25 番までの 24 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。19 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 26 番 土地の所在：大字郡山字トヤサキ●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,423 m²他 1 筆。貸人住所氏名：東根市大字郡山●●●●● ●●●●●。借人住所氏名：東根市神町西一丁目●●●●● ●●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目的：水田として利用。始期：令和 7 年 1 月 27 日、終期：令和 17 年 1 月 26 日、賃借料：無償、10 年新規、借人の耕作面積は 123 a であります。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりです。20 頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案件は 3 計画であります。

議第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づく、農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。21 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定機構です。

受付番号 1 番 土地の所在：大字松沢字下野道●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：932 m²。貸人住所氏名：西村山郡河北町谷地辛●●●●● ●●●●●、借人住所氏名：西村山郡河北町谷地辛●●●●● ●●●●●。種類：賃貸借権設定機構、始期：令和 7 年 1 月 27 日、終期：令和 17 年 1 月 31 日。賃借料：10 a あたり 10,000 円であります。

以下、受付番号 2 番、及び 3 番の 2 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定機構）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 1 件と、議案 4 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 9、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。

9 番栗原洋幸農地あっせん委員会委員長。

【9 番栗原洋幸農地あっせん委員会委員長】

はい、9 番栗原です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を1月20日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請11件、賃貸借権設定の許可申請1件、使用貸借権設定の許可申請1件、合計13件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る1月15日実施の事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが

受付番号1番、2番、及び5番から10番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号3番の申請事由は、新規就農となります。

受付番号4番及び11番の申請事由は、空き家に付随となります。

受付番号11番の案件につきましては、空き家に付随する一反歩未満の農地を取得するものであり、下限面積の要件は廃止されていること、定住を促進するための運用であることを考慮し、許可することについては、やむを得ないとの意見の一致をみております。

受付番号4番の案件につきましては、空き家に付随する農地が一反歩を超えているものの、空き家の所有者以外の通作が困難である等の事情を考慮し、取得を認めることといたしました。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、

受付番号12番の申請事由は経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、

受付番号13番の申請事由は経営規模拡大であります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農として●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第3条申請については許可する事と致しました。

いずれの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第 10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

11 番、阿部昇農地転用委員会委員長。

【11 番阿部昇農地転用委員会委員長】

はい、11 番阿部です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 1 月 20 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 5 条による許可申請 3 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 1 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、
受付番号 1 番については、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道区域で、かつ、
申請地から概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、公益的施設がある事から第三種農地となりますが、貸家を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) a (a)」に該当

受付番号 2 番については、市街地化が見込まれる区域内にある農地で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径 500m から最大 1 km までの区域内宅地率が、40%となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、建築条件付売買予定地を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(イ)」に該当

受付番号 3 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して建売分譲を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 11、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。ただいまから 15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、9 番栗原洋幸委員が、また、議第 3 号農用地利用集積計画について、8 番石山一穂委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは 15 分をめに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【18 番 門脇功委員】

18 番門脇です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 1 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 2 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 3 号については、水田、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1 番清野周治委員】

1 番清野です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 1 号については、新規就農等によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 3 号については、水田として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【16 番高橋浩一委員】

16 番高橋です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 1 号については、経営規模拡大等によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 2 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 3 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 4 号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 1 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは始めに、議第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、採決い

たしますがその前に、９番栗原洋幸委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第１号については、許可することに決しました。

９番栗原洋幸委員の復席を求めます。

９番栗原洋幸委員に申し上げます。ただいま、議第１号については、許可することに決しましたので報告いたします。

次に、議第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請について、採決いたします。

お諮りいたします。議第２号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第２号については、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第３号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、８番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第３号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第３号については、決定することに決しました。

８番石山一穂委員の復席を求めます。

８番石山一穂委員に申し上げます。ただいま、議第３号については、決定することに決

しましたので報告いたします。

次に、議第４号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、採決いたします。

お諮りいたします。議第４号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第４号については、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和７年第１回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 41 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員